



2025年2月27日

各 位

東京都墨田区太平四丁目1番3号  
株式会社ペッパーフードサービス  
代表取締役社長CEO 一瀬健作  
(コード番号: 3053) 東証スタンダード

問い合わせ先 常務取締役 猿山 博人  
開発本部長 兼 総務本部長  
電話番号 03 (3829) 3210

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年3月27日開催予定の当社第40期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2025年3月27日開催予定の当社第40期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第43条として新設するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年3月27日(木)  
定款変更の効力発生日 2025年3月27日(木)

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～ 2. (条文省略)	1. ～ 2. (現行どおり)
3. レストランの調理および提供システムの開発および開業指導	3. レストランの調理 <u>及び</u> 提供システムの開発 <u>及び</u> 開業指導
4. (条文省略)	4. (現行どおり)
5. 調味料等の製造および販売	5. 調味料等の製造 <u>及び</u> 販売
6. (条文省略)	6. (現行どおり)
7. 厨房設備機器、厨房機器および食堂什器の販売、リース、レンタル	7. 厨房設備機器、厨房機器 <u>及び</u> 食堂什器の販売、リース、レンタル
8. ～ 11. (条文省略)	8. ～ 11. (現行どおり)
12. 事務用機器、事務用品類および通信機器類の販売	12. 事務用機器、事務用品類 <u>及び</u> 通信機器類の販売
13. ～ 22. (条文省略)	13. ～ 22. (現行どおり)
23. 知的財産権(工業所有権、特許権、著作権、商品化権、商標権、意匠権、出版権等)の取得、実施、使用、利用許諾、維持、管理、仲介並びにノウハウの提供および <u>売</u> 買	23. 知的財産権(工業所有権、特許権、著作権、商品化権、商標権、意匠権、出版権等)の取得、実施、使用、利用許諾、維持、管理、仲介並びにノウハウの提供 <u>及び</u> 売買
24. (条文省略)	24. (現行どおり)
第 3 条～第 4 条 (条文省略)	第 3 条～第 4 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 5 条～第 6 条 (条文省略)	第 5 条～第 6 条 (現行どおり)
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第 7 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に <u>掲</u> げる権利以外の権利を行使することができない。	第 7 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に <u>掲</u> げる権利以外の権利を行使することができない。
<u>2</u> 会社法第 189 条第 2 項各号に <u>掲</u> げる権利。	<u>1.</u> 会社法第 189 条第 2 項各号に <u>掲</u> げる権利
<u>3</u> 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利。	<u>2.</u> 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
<u>4</u> 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利。	<u>3.</u> 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
(自己の株式の取得)	(削 除)
第 8 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することがで	

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><u>きる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)  <b>第9条</b> (条文省略)  2 株主名簿管理人<u>および</u>その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</p> <p>(株式取扱規程)  <b>第10条</b> 株主名簿<u>および</u>新株予約権原簿への記載<u>又は</u>記録、その他株式<u>又は</u>新株予約権に関する取扱い<u>および</u>手数料、株主の権利行使に際しての<u>手続等</u>については、法令<u>又は</u>定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)  <b>第11条</b> (条文省略)  2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主<u>又は</u>登録株式質権者としてすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><b>第12条～第16条</b> (条文省略)</p> <p>(議事録)  <b>第17条</b> 株主総会における議事の経過の要領<u>および</u>その結果<u>ならびに</u>その他法令に定める事項は、議事録に記載<u>又は</u>記録する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p><b>第18条</b> (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)  <b>第19条</b> 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任)  <b>第20条</b> 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>(株主名簿管理人)  <b>第8条</b> (現行どおり)  2 株主名簿管理人<u>及び</u>その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</p> <p>(株式取扱規程)  <b>第9条</b> 株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿への記載<u>または</u>記録、その他株式<u>または</u>新株予約権に関する取扱い<u>及び</u>手数料、株主の権利行使に際しての<u>手続等</u>については、法令<u>または</u>定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)  <b>第10条</b> (現行どおり)  2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主<u>または</u>登録株式質権者としてすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><b>第11条～第15条</b> (現行どおり)</p> <p>(議事録)  <b>第16条</b> 株主総会における議事の経過の要領<u>及び</u>その結果<u>並びに</u>その他法令に定める事項は、議事録に記載<u>または</u>記録する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p><b>第17条</b> (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)  <b>第18条</b> 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>8</u>名以内とする。  2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)  <b>第19条</b> 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会</u></p>

現行定款	変更案
<p>2～3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第21条</u> 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>の決議によって選任する。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第20条</u> 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>2</u> 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>3</u> 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>4</u> 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p><u>第22条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会を招集するときは、会日から3日前までに各取締役および各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第21条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会を招集するときは、会日から3日前までに各取締役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2</u> 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p><u>第24条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第23条</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会決議の省略)</p> <p><b>第 25 条</b> 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会決議の省略)</p> <p><b>第 24 条</b> 当社は、<u>会社法第 370 条の要件を充たす場合には、取締役会の決議の目的である事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p><b>第 26 条</b> 当社の取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p><b>第 25 条</b> 当社の取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><b>第 27 条</b> 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><b>第 26 条</b> 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p>
<p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p><b>第 28 条</b> 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p><b>第 27 条</b> 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><b>第 28 条</b> 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p><b>第 29 条</b> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p><b>第 29 条</b> 取締役の<u>報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(相談役及び顧問)</p> <p>第 30 条 取締役会の決議により相談役および顧問を置くことができる。</p>	<p>(相談役及び顧問)</p> <p>第 30 条 取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p>第 32 条 当社は監査役および監査役会を置く。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第 33 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第 34 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 会社法第 329 条に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第 36 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集手続)</u></p> <p><u>第 37 条 監査役会を招集するときは、会日の 3 日前までに各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときには、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p><u>第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第 39 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 40 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第 41 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	(削 除)

現行定款	変更案
(新 設)	<u>第 5 章 監査等委員会</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の設置)</u>
	<u>第 32 条 当社は監査等委員会を置く。</u>
(新 設)	<u>(常勤の監査等委員)</u>
	<u>第 33 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集手続)</u>
	<u>第 34 条 監査等委員会を招集するときは、会日から 3 日前までに各監査等委員に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
	<u>2 監査等委員全員の同意があるときには、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議の方法)</u>
	<u>第 35 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u>
	<u>第 36 条 当社の監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
	<u>第 37 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
<u>第 43 条～第 45 条 (条文省略)</u>	<u>第 38 条～第 40 条 (現行どおり)</u>
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
<u>第 46 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>	<u>第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第48条 当社は株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第49条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第50条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第43条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の配当金には利息をつけない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の実任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、第40期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>